平成２５年（フ）第１１９７２号
神奈川県川崎市川崎区小田２丁目６―10―202
債務者　稲葉　安男
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９７４号
東京都江東区大島８丁目４―９―202
債務者　宮坂　　香
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９７５号
東京都葛飾区立石８丁目34―23
債務者　松浦　祐子（旧姓枝本）
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９７６号
東京都北区浮間４丁目24―16―401
債務者　中川　久夫
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９７７号
東京都北区浮間４丁目24―16―401
債務者　中川　牧子
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９８１号
千葉県船橋市本町１丁目17―16―104
債務者　吉澤　夏希
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８５号
東京都あきる野市雨間492番地７パンダ荘101号
債務者　野呂　義光
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１７７号
北海道帯広市白樺16条東15丁目４番地５
債務者　吉田　美和
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第９３号
栃木県小山市東城南５丁目35番地６　ランブル天Ⅱ―113号、従前の住所栃木県小山市東城南５丁目21番地７　塚原パンション105号
債務者　武田　勝彦
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１１９８２号
千葉県成田市小菅1370―21
債務者　栗秋　英雄
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０７号
静岡市葵区瀬名中央２丁目３番20号　サンコーポＡ303号、旧住所静岡市葵区西瀬名町22番７号　西田ハイツＤ―202号
債務者　佐々木賢司
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月19日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２３年（フ）第３２号
千葉県香取郡神崎町神崎本宿298番地
破産者　株式会社いしい食品工業
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第８６４８号
インド共和国タミル・ナードゥ州チェンマイ市コティワカム町ベンカテスワラ・ナガール16番目のクロスストリート40号１階、開始決定時の住所東京都練馬区中村３丁目７―２ストーク道源Ｂ
破産者　山下　冬馬
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２１１号
東京都新宿区原町１丁目11―４―401
破産者　角田　昭雄
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８５８号
東京都新宿区中落合４丁目21―１―101
破産者　佐山　正道
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２１０号
千葉県浦安市北栄４丁目23―４　オートポワール11―103
破産者　佐々木　勇
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部